

医療法人の資産要件について

(昭和 37 年 6 月 22 日)

(総第 58 号)

(東京都衛生局長あて厚生省医務局総務課長回答)

照会

医療法第 41 条に規定する「その開設する病院もしくは診療所に必要な施設またはこれに要する資金」に関し、疑義が生じたので照会します。

なお、本件については現に申請中のもので、その例をあげて照会するものであるから、至急ご回示をお願いします。

記

事例の概要

本申請は既設の医療法人 A が定款変更してあらたに病院を開設しようとするものである。

一 施設について

(1) A 法人が開設しようとする病院(土地建物)は、既設医療法人 B から賃貸借契約により貸借するものである。

(2) B 法人は、本契約を無効として現在建物明渡請求の訴訟を提起していること。

(3) 当該施設(土地建物)は B 法人の申立により現在不動産処分となっていること。

ア この後処分内容は、A 法人の占有を解き、執行吏が保管するもので、現状不変更とする。ただし A 法人が病院業務を行うことは担当執行吏はこれを認めている。

イ 建物は、現在病院として個人に対し開設許可を与えているが、業務は行われておらず、仮処分公示当時の A 法人従業者が入居中である。

二 資金について

A 法人の申請による事業計画で見ると資金は、運転資金 400 万円、医療機械等の整備費として 450 万円を計上し、金融機関から借入れる予定となっているが、現在約 1000 万円の手持金(銀行残高証明)を提示していること。

疑義事項

- 1 訴訟係属中または強制執行中の物件でも法第四一条の「必要な施設またはこれに要する資金」の要件たり得るか。
- 2 本事例の場合は、資産要件を充足するものとして認可して差しつかえないか。認可できないとすればどのような解釈によるものか。
- 3 本事例の申請を認可可能たらしめるには、更にどのような要件が必要となるか。
- 4 法人の資産を審査するにおいて、知事は認可の可否が明確になるまで調査するに何らかの限度があるか。

回答

昭和 37 年 4 月 27 日 37 衛医医発第 111 号及び昭和 37 年 5 月 21 日 37 衛医医発第 111 号の 2 で当省医務局長あて照会のあった標記のことについて左記のとおり回答する。

記

- 1 医療法第 41 条の資産要件たり得ないものと解する。
- 2 同条に規定する「必要な施設又はこれに要する資金」とは、原則として医療法人の資産であることが望ましいものであって、賃貸借契約その他の契約による場合は、当該契約が確実なものであり、相当長期間にわたって医療法人の業務の継続に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限られるものである。従って、係争中の物件は同条の資産要件たり得ず、当該定款変更を認可することはできないものと解する。
- 3 A 法人の当該物件を使用する権利について争いがなくなることが必要である。
- 4 原則として、申請中に添付された書類に同条の資産要件に該当しているかどうかを審査することをもってたりるものであるが、審査を行うにあたって更に必要と認める事項について申請者から事情を聴取し、又は申請書に添付された書類若しくは当該書類に記載された事実の証明等に関する書類の提出を求めることができるものと解する。